

夢！きらリンク愛知国体「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」概要

第1 基本事項

1 位置づけ

夢！きらリンク愛知国体における新型コロナウイルス感染拡大の防止対策については、（公財）日本スポーツ協会が策定する「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに（公財）日本スケート連盟及び（公財）日本アイスホッケー連盟が策定するガイドラインに定める対策の他、本ガイドラインに基づき実施するものとする。

2 対象者

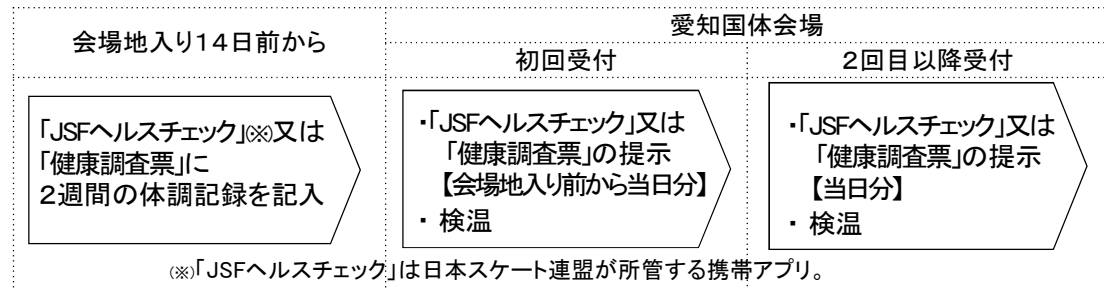
愛知県実行委員会が発行するADカード所持者（大会参加者、報道員、視察員等）及び一般観覧者

3 共通予防対策

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|--------------|
| ・手指衛生の励行 | ・マスク着用の徹底 | ・3密の回避 | ・ゾーニングの徹底 |
| ・大声の自粛 | ・各自の体調管理 | ・接触確認アプリの利用 | ・個人情報の取得及び管理 |

第2 健康調査及び会場受付

1 AD所持者



2 一般観覧者

(1) 開始式会場

受付にて、健康チェックシートを提出するとともに、検温を受ける。

(2) 競技会場

受付で、検温を受ける。ただし、健康チェックシートの記入を求められた場合は必ず協力する。

【以下の者の入場を許可しない。】

受付の検温で37.5℃以上ある場合。

【以下の事項が確認された者は参加を見合わせる】

- ア 体調が良くない場合（例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、味覚嗅覚の異常などの症状がある）
- イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
- ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
- エ 現地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

第3 式典会場

- 式典プログラムの短縮を図る。
- 参加者数は会場定員の1/3程度とする。
- 受付では参加区分（大会役員、競技会役員、招待者など）ごとに受付時間を設定する。
- 式典終了後の退場は、参加区分ごとに順次行う。
- 座席配置については、参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行う。
- 音楽隊については、吹奏楽器演奏者その他の演奏者、歌唱者と各席最前列などの距離を十分に確保する。
- 会場内の客席の扉は開放したまま式典を実施する。

第4 競技会場

- 一般観覧者
観覧席では、国が示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えないよう着席禁止措置などを行う。
- 競技会
・日本スケート連盟及び日本アイスホッケー連盟が策定するガイドラインに基づき実施。
・一般観覧者の大声での声援、立入禁止区域への進入、選手へのプレゼントを禁止する。
- 報道(取材)
・スケート競技・・・原則オンライン取材を行う。
・アイスホッケー競技・・・マスク着用及び選手と記者の距離を確保した上で、対面で取材を行う。
- おもてなし
・おもてなし事業（地元グルメのふるまい）の対象は、ADカード所持者に限定する。
ただし、おもてなし会場において、AD所持者と一般観覧者の動線を明確に分けることができる場合、一般観覧者を対象としたおもてなし事業を実施できるものとする。

第5 宿舍・輸送

- 業種別ガイドラインに基づいて実施。
宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- 原則、1人1部屋を配宿する。ただし、大部屋を利用する際は、定員の半数以下の配宿とする。

第6 各種会議

- オンライン会議が可能な場合は、積極的に実施する。
- 出席者の人数制限をする。（全国代表者会議：各都道府県2名まで、監督会議：各チーム1名まで）

第7 体調不良者発生時の対応

1 定義

体調不良者は、発熱(37.5℃以上)又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

2 対応

(1) 医療機関等への電話相談

- 体調不良者は、以下の電話相談し、指示を受ける。
県内居住者…かかりつけ医等の地域で身近な医療機関「診療・検査医療機関」
県外居住者（愛知国体に参加するため県内の宿舍に宿泊する者）…「受診・相談センター」
- 電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、運営側に報告する。

(2) 会場

- 体調不良者を隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナーを設ける。
- 体調不良者を移動させるため、運転席と後部座席の間に、飛沫感染防止を講じた車を準備する。
- 受付で体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- 競技会本部で、体調不良者の対応担当者（できるだけ1名）を決め、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、使い捨て手袋を着用する。
- 対応担当者は、選手団帯同スポーツドクター等と協議し、診察・検査医療機関等に電話相談し、指示を受ける。

(3) 宿舍

- 体調不良者は、客室内に待機するとともに、同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。

(4) 感染が確認された場合

- 会期中に、AD所持者が感染した場合は、速やかに主催者会議を開催し大会継続の可否を検討する。
- 感染者は、愛知県内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

3 会期後

- 会場地を出た日の翌日から14日の間に、感染が確認された者は、運営側に速やかに報告する。

第8 感染者発生周知方法

大会期間中又は会場地を出た日の翌日から14日の間に、感染者が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、AD所持者に個別にメール連絡を行う。

夢！きらリンク愛知国体

～氷上で 繋がる心 輝く未来～



新型コロナウイルス 感染拡大防止ガイドライン

第1版 2020.11.26

会場に入場する方（一般観覧者を除く）は

①会場地入り14日前から大会終了までの体温・行動の記録、②国体会場受付での記録の提示及び③ADカードの携帯が必要です。

上記3点が確認できない場合、入場を許可することができませんので、注意してください。

愛知県実行委員会

目次

第1	基本事項	
1	位置づけ	1
2	対象者	1
3	共通予防対策	1
第2	健康調査及び会場受付	
1	A D所持者	3
2	一般観覧者	4
第3	式典会場	
1	全般	5
2	受付（入場）及び退場	5
3	式典会場	5
第4	競技会場	
1	全般	7
2	スケート競技	7
3	アイスホッケー競技	8
4	救護所	9
5	弁当	9
6	報道	10
7	おもてなし・物販	11
第5	宿舎・輸送	
1	宿舎	13
2	輸送	15
第6	各種会議	16
第7	体調不良者発生時の対応	
1	全般	17
2	式典会場	18
3	競技会場	18
4	宿舎	19
5	会期後	19
第8	感染者発生周知方法	21

第1 基本事項

1 位置づけ

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会「夢！きらリンク愛知国体」（以下、「愛知国体」という）における新型コロナウイルス感染拡大の防止対策については、公益財団法人日本スポーツ協会が策定した「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに公益財団法人日本スケート連盟及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟が策定するガイドラインに定める対策の他、本ガイドラインに基づき実施するものとする。

2 対象者

（1）愛知県実行委員会が発行するADカードを所持する者（以下、「AD所持者」という）

- ・大会参加者（選手・監督・コーチ、大会役員、競技会役員、競技役員等）
- ・報道員（それに準じる者を含む（以下、同じ））
- ・視察員
- ・その他、式典・競技会場内で業務に従事する者
（施設管理者、おもてなし事業者、物販店、競技会場運営業務受託者など）

（2）一般観覧者

3 共通予防対策

（1）手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、選手控室、役員控室など、各所に手指用のアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）（以下、「手指消毒液」という）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、来場者は随時手指消毒を行う。
- ・会場の手洗い場には、ポンプ式石鹸を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者はこまめに手洗いを行う。

（2）マスク着用の徹底

- ・競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時のマスク着用を徹底する。
- ・会場において、整氷中や競技間など、競技に影響のない時間を使い、マスク着用を促すアナウンスを随時行うとともに、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

（3）3密の回避

①密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、リンクへの影響がない範囲で可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

②密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、ソーシャルディスタンス（できるだけ 2 m、最低 1 m 以上）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、足元マークの設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限りソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じる。

③密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・一般観覧者の入場は、国の示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように対策を徹底する。

（４）ゾーニングの徹底

- ・会場内では、A D 所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やローピングなどで、両者が交わることがないように動線確保を徹底する。

（５）大声の自粛

- ・A D 所持者及び一般観覧者は、会場内においては、大声での会話は自粛する。
- ・競技会場内での一般観覧者の大声での応援及び掛け声は禁止する。

（６）各自の体調管理

- ・A D 所持者は、愛知国体の成功を担う一員であることを自覚し、自らと他の参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- ・A D 所持者は、会場地入り 14 日前から会場地を出る日までの間、大人数が集まるイベントや会食を極力避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとるよう努める。
- ・A D 所持者は、本ガイドラインに定められた健康チェックや行動記録を必ず行う。
- ・体調不良を自覚する者は愛知国体への参加を自粛する。

（７）接触確認アプリ（COCOA）の利用

- ・A D 所持者及び一般観覧者でスマートフォンの利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を事前にインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

（８）個人情報の取得及び管理

- ・A D 所持者及び開始式に参加する一般観覧者については、事前に氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、電子メール）の提供を求める。
- ・愛知県実行委員会及び会場地市実行委員会が、本ガイドラインで定める対応を行うために取得した個人情報は厳重に管理し、2021 年 2 月 15 日（月）から 26 日（金）までに廃棄する。

第2 健康調査及び会場受付

1 AD 所持者

(1) 体温等の記録

- ・AD 所持者は、会場地入り 14 日前から会場地を出る日までの間、日本スケート連盟の「JSF ヘルスチェック」(携帯アプリケーション) 又は「健康調査票」(様式 1) を使用して、起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。

(2) 会期中

- ・AD 所持者は、会期中も起床時に検温できるよう体温計を持参する。
- ・AD 所持者は、会場受付において、「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」を提示し、体調確認を受けるとともに、検温を受ける。(検温は再入場時にも受ける。)
- ・受付担当者は、受付対象者の AD カードの確認状況に応じて、以下のとおり対応する。

ア 会場地入り後、確認が初めての場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、会場地入り前までの体温等の記録及び当日の体調について問題がないことに加え、検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。

イ 会場地入り後、既に 1 回以上の確認がある場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、当日の体調について問題がないこと及び検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。(会場地入り前までの体温等の記録確認は不要)

- ・AD 所持者は、AD カードにチェックを受けた当日は、他会場で「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」の再度のチェックを受ける必要はない。(他会場においても検温を受ける)
- ・受付時の検温で 37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせる。

ア 体調が良くない場合

(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある)

イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合

ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合

エ 会場地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 会期後

- ・AD 所持者は、会場地を出た日の翌日から 14 日間、自主的に起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。(様式の指定なし)

受付及び体温チェックの流れ

会場地入り14日前～	愛知国体会場	
	初回受付	2回目以降受付
「JSFヘルスチェック」※又は 「健康調査票」に 2週間の体調記録を記入	・「JSFヘルスチェック」又は 「健康調査票」の提示 【会場地入り前から当日分】 ・検温	・「JSFヘルスチェック」又は 「健康調査票」の提示 【当日分】 ・検温
※「JSFヘルスチェック」はスケート競技関係者のみ使用。		

2 一般観覧者

(1) 式典会場

- ・開始式に参加する一般観覧者は、事前に配布する「健康チェックシート（開始式一般観覧者用）」（様式2）を記入し、会場の受付において提出する。
- ・開始式会場の受付において、検温を実施し、37.5℃以上であれば入場できないものとする。（入場を許可しない）
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせる。
 - ア 体調が良くない場合
（例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある）
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 競技会場

- ・一般観覧者は、競技会場の受付で健康状態等を確認するためのチェックシートの記入を求められた場合は必ず協力する。
- ・会場において、入場時に受付で検温し、37.5℃以上であれば入場できないものとする。（入場を許可しない）
- ・以下の事項が確認された場合、入場を見合わせる。
 - ア 体調が良くない場合
（例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある）
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

第3 式典会場

1 全般

- ・挨拶者数の削減、入場行進の廃止等により、式典プログラムの短縮を図る。
- ・密を避けるため、左右2席ずつ及び前後1席ずつ座席の間隔を空けて着席する。(参加者数の上限は、会場定員の3分の1程度)
- ・AD所持者と事前に許可された開始式の一般観覧者(以下、「式典参加者」という。なお、表彰式においては一般観覧者の入場を認めない)以外は、式典に参加できない。
- ・式典参加者は、会場内に設置された手指消毒液により、随時、手指消毒を行う。
- ・式典参加者は、運営等に支障がある場合を除き、常時マスクを着用する。
- ・式典参加者は、歓声や歌を歌う等声を出すことをしない。
- ・会場内では、AD所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。

2 受付(入場)及び退場

- ・式典会場の受付においては、式典参加区分(例:大会役員、競技会役員、招待者、選手団など)ごとに受付時間を設定するとともに、受付待ちをする式典参加者同士の距離をできるだけ2m(最低1m以上)を保てるよう措置する。
- ・受付担当者と式典参加者の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・式典終了後の退場は、密集しないよう、式典参加区分ごとに順次行う。

3 式典会場

- ・座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行う。
- ・舞台から客席最前列の距離は水平距離で最低2m以上確保する。
- ・音楽隊については、すべての演奏者は十分な間隔(最低1m)を保持する。また、指揮者は演奏者との距離を2m以上確保するとともに、トランペットやトロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m(可能な限り2m)を確保する。さらに、歌唱者と客席最前列までの距離は水平距離で5m以上の距離を確保する。
- ・登壇者やアトラクション出演者など、ワイヤレスマイクを使用する場合は、原則、1人に1本専用マイクを用意する。ただし、スタンドマイクの場合はこの限りではない。
- ・ドアノブや手すりなど手が触れる頻度が高い箇所は定期的に消毒(消毒用エタノール(濃度70%以上95%以下)又は次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液をしみこませた布で拭いて消毒。

（以下、モノの消毒は同様とする））をする。

- ・会場内の客席の扉は開放したまま式典を実施する。
- ・式典の前後において、感染拡大予防のためのアナウンスを行う。

第4 競技会場

1 全般

- ・選手・監督、競技役員、報道員、一般観覧者等、競技会場内に入場するすべての者は、各所に設置された手指消毒液を使用し、随時、手指消毒をするとともに、こまめに手洗いをを行い、手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場内に入場するすべての者は、競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時マスクを着用する。
- ・競技会場内では、競技中の選手間のコミュニケーションや監督の指示を除いて、大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・受付など選手や一般観覧者と対面する場所には、飛沫感染防止のため、フェイスシールドの着用やビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・競技会場内では、A D所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。
- ・観覧席では、国が示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないよう、また、一般観覧者同士の距離を確保するため、着席禁止措置などを行う。

2 スケート競技

(1) 選手、監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチもしない。
- ・ドリンク等の飲料については、各自で管理の徹底を図る。
- ・ウォームアップやダウンは各自で行い、集団では行わない。
- ・更衣室は、着替えのみとする。
- ・選手控室及び更衣室に長居しない。
- ・選手控室及び更衣室は定期的な換気を行う。
- ・競技用具は適宜消毒をする。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・選手控室は使用するチームが替わるごとにベンチや机、ドアノブなどを消毒する。
- ・選手が使用し触れた場所をその都度消毒する。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・ドリンク等の飲料については、各自で管理の徹底を図る。
- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行う一

般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。

- ・ジャッジ席の間にアクリル板を設置する。
- ・選手等と接触がある者はフェイスシールドを着用する。

(3) 一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行わない。
- ・選手へ花やプレゼントを渡すことは禁止する。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人との距離（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

3 アイスホッケー競技

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチも行わない。
- ・リンク上やプレイヤーズベンチ内などでは、唾を吐かない。
- ・円陣を組んでの声出しは行わない。
- ・プレイヤーズベンチでは、可能な限り接近して座らない。
- ・スクイズボトルやタオル等の使い回しはせず、各自で管理の徹底を図る。
- ・選手控室など人の密集する部屋の利用は、可能な限り短時間に抑えるとともに、時間差を設けて使用するなど過密にならないように留意する。
- ・試合後は選手控室に長居せず、着替えが終わったら速やかに退室する。
- ・試合後には、ヘルメットやグラブ、スティック、スケート靴など他人の飛沫がつきやすい用具の消毒、ジャージやストッキングなどの洗濯を行う。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・レフェリー及びラインズマンは、試合中を除き、競技会場内では常時マスクを着用する。
- ・レフェリー及びラインズマンは手袋を着用し、ピリオド終了ごとに手洗い・うがいを行う。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・オフィシャルボックスで使用する電光掲示操作盤などの機材は、試合ごとに消毒する。
- ・オフィシャルボックス、ペナルティボックス及びプレイヤーズベンチのドアノブは、試合ごとに消毒する。

- ・プレイヤーズベンチ及び選手控室は使用するチームが替わるごとにベンチや机、ドアノブなどを消毒する。
- ・選手控室は作戦ミーティングを除き換気に努める。
- ・オフィシャルボックスは常時ドアや窓を開けるなど密閉空間とならないよう換気する。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・自動車利用者は、可能な限り着替えは自宅で行い、更衣室では行わない。
- ・スクイズボトルやタオル等の使い回しはせず、各自で管理の徹底を図る。
- ・人の密集する部屋の利用は、可能な限り短時間に抑えるとともに、時間差を設けて使用するなど過密にならないように留意する。
- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行う一般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。
- ・選手等と接触がある者はフェイスシールドを着用する。

（３）一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行わない。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人との距離（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

4 救護所

- ・式典会場及び競技会場に設置する救護所では、体調不良者発生時の対応（第7 1 (2)）は行わない。
- ・救護所で従事する者は、常時マスクを着用する。
- ・窓の開放や換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。
- ・救護所の物品（椅子やベッド、ドアノブなど）は、定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・応急処置中は、フェイスシールド、マスク及び手袋を着用する。

5 弁当

（１）受け渡し

- ・弁当業者から会場へ配達される弁当は、会場内にいる係員が会場で受け取り、会場内に運

び込むこととする。

- ・係員は、マスク、手袋及びフェイスシールドを着用する。
- ・弁当の受け渡しは団体ごとに代表者にまとめて渡すこととする。その際、代表者は必ず事前に送付する予約票を提示する。
- ・弁当の受け渡し時に、弁当ガラ回収用のビニール袋を必要数渡す。

(2) 食事中

- ・飲食の前に必ず手洗い及び手指消毒を行う。
- ・他の食事者との距離を可能な限り保ち、食事中の会話は極力控える。
- ・対面での飲食は避け、同じ方向を向いての飲食を心がける。
- ・飲食が終わったらすぐにマスクを着用する。

(3) 弁当ガラの回収

- ・弁当ガラの回収は団体ごとに代表者がまとめて行い、ビニール袋に密閉した状態で係員に受け渡す。

6 報道

(1) スケート競技会

①報道員

- ・スケート競技会における取材は、原則オンラインにより行うこととし、オンライン取材の対象選手は、取材希望数等に応じて主催者が決定する。
- ・オンライン取材の場所や時間は主催者が指定する。
- ・必要に応じて対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保して行う。
- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・主催者が指定した取材方法又は取材場所以外での取材は受けない。
- ・マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・写真撮影を行う際は、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用する。

(2) アイスホッケー競技会

①報道員

- ・選手に対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保して行う。

- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・チームで取材を受ける場合は、1チームにつき3名以内（監督含む）とする。
- ・主催者が指定した場所以外での取材は受けない。
- ・マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・写真撮影を行う場合は、チーム全員での撮影も可とするが、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用する。

(3) プレスセンター

- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・プレスセンターへの入室は、事前に申請のあった者のみとし、プレスセンター内では指定された座席のみを使用する。

7 おもてなし・物販

(1) おもてなし

①対象者

- ・おもてなし事業の対象は、AD所持者に限定する。ただし、おもてなし会場において、AD所持者と一般観覧者の動線を明確に分けることができる場合は、一般観覧者を対象としたおもてなし事業を実施できるものとする。

②おもてなし事業者

- ・飲食スペースの出入口には手指消毒液を設置する。
- ・飲食物の提供者は、常時マスク及びフェイスシールドを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・飲食スペースでは、他の食事者との距離をできるだけ2m（最低1m以上）の間隔を確保できる措置をとる。
- ・来店者が正面に向かい合って食事をする場合は、両者の間に飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。ただし、正面ではなく互い違いに座れる場合はこの限りではない。
- ・用意した座席数以上の人数を飲食スペースに入場させない。
- ・可能な限り常時窓を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。

- ・飲食物は可能な限り蓋つき容器又は個包装で提供することとするが、蓋つき容器としない場合は、飲食物の提供者は必ず手袋を着用する。
- ・飲料を提供する場合は、飲み切りサイズ（200～300ml 程度）の缶又はペットボトルとする。
- ・来店者が入れ替わる都度、飲食スペースの机及び椅子の消毒を行う。
- ・飲食を終えた者には、速やかな退出を促す。（休憩所としての利用はさせない）

③来店者

- ・飲食中を除き常時マスクを着用する。
- ・飲食中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・飲食後は速やかに退出する。

（２）物販

- ・従事者は常時マスクを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・試食や試着は実施しない。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

第5 宿舎・輸送

1 宿舎

(1) 宿泊施設

①全般

- ・従業員と宿泊者の接触を極力避け、人と人との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保する。
- ・従業員や宿泊者がいつでも使えるよう施設内の各所に手指消毒液を設置し、客室を含め施設内の定期的な換気を行う。
- ・ロビー及び廊下等の共用部を移動する際はマスクを着用する。

②客室

- ・宿泊者一人に対し一部屋の配宿を原則とする。ただし、大部屋を利用する際は定員の半数以下の配宿とする。
- ・清掃時には、宿泊者の手が触れるドアノブ、テレビ、リモコン及び照明スイッチ等を消毒する。
- ・使用済みのアメニティは廃棄し、コップ、急須及び湯飲み等の備品は消毒済みのものと交換する。
- ・空調による換気が可能な場合は、常時換気を行う。

③チェックイン・チェックアウト

- ・フロントデスクには、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・選手団等には、代表者がまとめて手続きをし、待機している者には一つの場所に固まらず、分散して待機をするよう要請する。

④大浴場

- ・3密を回避するため、ロッカーの利用制限をするなど、入場人数を制限する。
- ・脱衣室では、ドアノブ、ロッカー、ドライヤー及びイス等の備品を定期的に消毒する。
- ・浴場内の床面の定期的な清掃及び湯桶、シャワー、水栓及び鏡等の定期的な消毒を行う。
- ・浴室での貸しタオルは設置しないこととし、宿泊者に対し客室にある個人用のタオルを持参するよう要請する。

⑤食事会場

- ・従業員は常時マスク又はフェイスシールドを着用する。
- ・食事会場の出入口に手指消毒液を設置し、可能な限り常時窓や扉を開けて十分な換気を行う。
悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・食事をする人と人の距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保出来るようテーブルの間隔を広げる又は座席を間引くなどの配席レイアウトを工夫する。

- ・食事者同士が対面で飲食をすることがないよう座席レイアウトを工夫する。
- ・対面で食事をしている宿泊者がいる場合は、場所や向きを変えるなどの注意喚起をする。
- ・宿泊者の人数と食事会場の収容人数など、宿舍の状況に応じて、人数制限や滞在時間の制限等の必要な措置を取る。
- ・原則、ビュッフェ方式での食事の提供は避け、セットメニューでの提供とする。やむを得ずビュッフェ方式とする場合は、宿泊者一人一人にビニール手袋を配布し、ビニール手袋を着用した状態でトングを使用する。
- ・食べ終わった食器類の下膳の際は、作業後の手洗い及び手指消毒を徹底し、食事後のテーブル等の消毒を行う。

⑥アイスホッケー防具の乾燥室

- ・定期的に換気を行い、ドアノブや室内の清掃及び消毒をする。
- ・3密とならないよう、一度に入室できる人数を制限する。

(2) 宿泊者

①全般

- ・従業員や他の宿泊者の接触を極力避け、人と人との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保する。
- ・宿泊施設が要請する人数制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を遵守する。
- ・定期的な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・宿舍内では、食事や入浴時等を除きマスクを着用する。
- ・入館時及び起床時に、必ず検温を行う。

②客室

- ・定期的に窓を開け換気を行う。ただし、客室の構造上窓の開閉が不可能な場合は、空調による換気を行う。
- ・客室内のトイレでは蓋を閉めて汚物を流す。
- ・他の客室への出入りを極力控える。

③チェックイン・チェックアウト

- ・代表者がまとめて手続きを行い、待機している者は一つの場所に固まらず、分散して待機をする。

④大浴場

- ・浴室内が混雑することのないよう、大勢での入浴を避ける。
- ・脱衣室での貸しタオルは使用せず、客室内の個人用タオルを持参する。

⑤食事会場

- ・食事会場の入場時に、必ず手洗い及び手指消毒をする。

- ・ 食事開始まで常時マスクを着用し、食事後は速やかにマスクを着用する。
- ・ 食事中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・ 食事後は速やかに退出する。

2 輸送

(1) 計画輸送事業者

- ・ 乗客の乗車前及び降車後に、複数の利用者が接触する可能性のある手すり等を消毒するとともに、十分な換気を行う。
- ・ 従事者は常時マスクを着用する。
- ・ バス入口に手指消毒液を設置し、利用者に対し乗車時及び降車時の手指消毒を呼びかける。
- ・ 車内アナウンス等により、利用者に対しマスクの着用及び大声での会話を控えるよう要請する。
- ・ 運行中は外気換気モードによるエアコンの使用を基本とする。

(2) 利用者

①計画輸送を利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ バス入口に設置してある手指消毒液を用いて、乗車時及び降車時に手指消毒を行う。
- ・ 極力他の利用者と離れて着席する。
- ・ 車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・ 車内で発生したゴミについては、必ず各自で持ち帰る。

②計画輸送以外を利用する場合

ア 公共交通機関を利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ 車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・ 極力まとまって乗車し、一般客との接触を控える。
- ・ その他、運行する会社が定める感染防止対策を遵守する。

イ チーム専用バスを利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ 極力他の利用者と離れて着席する。
- ・ 車内では飲食及び必要以上の会話を控える。

ウ 自家用車、社用車及び公用車等を利用する場合

- ・ 他者と乗り合わせる場合は、常時マスクを着用する。
- ・ 他者と乗り合わせる場合は、車内での飲食及び必要以上の会話を控える。

第6 各種会議

(1) 会議主催者

- ・オンラインによる会議運営が可能な場合は、主催者の判断により、積極的にオンライン会議で実施する。
- ・会議室の出入口に手指消毒液を設置する。会議資料を机上配布する場合は、配布者は特に手指消毒に努める。
- ・マイクを使用する場合は、原則、発言者ごとに専用マイクを用意することとする。ただし、複数名が発言するためマイクの用意ができない場合は、スタンドマイクを用意し、発言者がマイクの前に来て、交互に話す（発言者はマイクに触らない）。また、スタンドマイクによらず発言者の間でワイヤレスマイクを回す場合は、発言者が変わるごとに持ち手を消毒する。
- ・出席者同士は距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）空けて着席させる。
- ・演台を設ける場合は、発言者と最前列の間隔を2 m以上確保する。
- ・受付を設置し、出席者に対して検温を行う。
- ・受付では、第2 1（2）と同様に健康状態等の確認を行う。
- ・受付担当者と出席者の間には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・会議室は可能な限り窓や扉を開放するなど十分な換気を実施する。

(2) 出席者

- ・入室時に手指消毒を行う。
- ・常時マスクを着用する。
- ・発言者は、マスクを着用したまま発言する。
- ・会議終了後は速やかに退室する。
- ・会議室内での食事は行わない。
- ・出席者の人数は、以下のとおりとする。

会議名	出席者数
全国代表者会議	各都道府県最大2名まで
全国報道員会議	各社1名まで
監督会議	各チーム1名まで
その他	必要最小限に留める

第7 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

- ・体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

- ・県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関「診療・検査医療機関」、県外居住者（愛知国体に参加するため県内の宿舎に宿泊する者）は「受診・相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。

※診療・検査医療機関及び受診・相談センター一覧は別添のとおり。

- ・診療・検査医療機関又は受診・相談センター（以下、「診療・検査医療機関等」という）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、式典本部、競技会本部又は大会実施本部に報告する。
- ・式典本部、各競技会本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに式典本部、各競技会本部及び日本スポーツ協会へ連絡する。

②会場における準備

- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下、「隔離室」という）を設ける。
- ・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド等）を常備する。
- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者を移動させるため、運転席と後部座席の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置した車（以下、「体調不良者搬送車」という）を準備する。

③感染が確認された場合

- ・会期中に、A/D所持者の中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、愛知県内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 式典会場

(1) 受付

- ・式典会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅（又は帰宿）させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに式典本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・式典会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低1台以上準備する。
- ・式典本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者を極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・体調不良者は隔離室に隔離するとともに、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が式典会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

3 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに競技会本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離

室は、常設の救護所とは別に確保する。

- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低 1 台以上準備する。
- ・競技会本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者 1 名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議し、診療・検査医療機関等に相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が競技会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

4 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者（式典会場又は競技会場の受付において、帰宅又は帰宿を促された者を含む）が確認された場合は、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・体調不良者が宿舎から医療機関へ移動する際は、原則、競技会場が用意する体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。

5 会期後

- ・A D所持者及び一般観覧者のうち、会場地を出た日の翌日から 14 日の間に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技会本部が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督・コーチ	競技会本部	大会実施本部
選手団本部役員	大会実施本部	大会実施本部
視察員	大会実施本部	大会実施本部
大会役員	大会実施本部	大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技会本部	競技会本部
招待者	競技会本部	競技会本部
報道員	大会実施本部	大会実施本部
施設管理者	競技会本部	競技会本部
おもてなし事業者、物販店	競技会本部	競技会本部
運営委託業者	競技会本部	競技会本部
ボランティア	競技会本部	競技会本部
一般観覧者	競技会本部	競技会本部

【報告先電話番号】

報告先	電話番号	
	会期中	会期後
大会実施本部	052-〇〇〇-●●●	052-954-6819
競技会本部（日本ガイシアリーナ）	052-〇〇〇-●●●	052-972-3294
競技会本部（アクアリーナ豊橋）	0532-〇〇-●●●	0532-51-2603
競技会本部（モリコロパーク）	0561-〇〇-●●●	0561-56-0643

第8 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から会場地を出た日の翌日から 14 日の間に、A D所持者及び一般観覧者の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
選手・監督・コーチ	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
視察員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員、競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
おもてなし事業者、物販店	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営委託業者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ボランティア	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（開始式参加者）	本人
一般観覧者（上記以外）	個別通知は行わない。 (事前に大会公式Web上に掲載する旨を周知)

診療・検査医療機関一覧

1 診療・検査医療機関【県内居住者】

かかりつけ医又は愛知県公式 Web に掲載する診療・検査医療機関。

※ただし、平日時間外や土日は、受診・相談センターへ電話相談。

(愛知県診療・検査医療機関及び受診・相談センター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>



2 受診・相談センター【県外居住者】

発生場所		受診・相談センター	受付時間	電話
会場	愛知芸術文化センター	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	ウイंकあいち	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	日本ガイシ	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	アクアリーナ豊橋	豊橋市保健所	24 時間体制	0532-39-9119
	モリコロパーク	瀬戸保健所	9 : 00-17 : 30	0561-21-1699
		夜間・休日相談	上記以外	052-856-0315
宿舎	名古屋市千種区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市東区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市中区村	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市中区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市熱田区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市南区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	豊橋市	豊橋市保健所	24 時間体制	0532-39-9119

健康調査票

競技名

分類		所属/都道府県																					
氏名						年齢	歳																
住所																							
連絡先(電話番号)																	公式練習		大会期間中				
月/日		1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	
体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
咳(せき)、のどの痛み、鼻水など風邪の症状																							
だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)																							
体が重く感じる、疲れやすい等																							
味覚や嗅覚の異常																							
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触																							
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる																							
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触																							
過去14日以内に海外渡航歴																							
渡航国名（滞在先・経由地）										渡航期間	～												
相談記述：相談したいこと、連絡しておきたいことが有れば、記載して下さい。																							
□本人サイン																							

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人との距離が近い接触（1 m程度）が一定時間（15分）以上続くこと」と定義します。

※ 帰郷後この用紙は、2月14日まで保管して下さい。また、主催者側の要望があった場合は、提出して下さい。

記載に関して：

- ・体温は計測の数値を記入。
- ・健康状態は、選択ボタンから有無を選択。（プリントアウトした場合は、有り（○）、無し（X）を記入。）
- ・1か月以内に海外渡航歴がある場合は、渡航先（滞在地・経由地）を記載のこと。
- ・健康等相談、連絡したいことが有れば、記載してください。

健康チェックシート（開始式一般観覧者用）

令和 3 年 1 月 27 日

1 起床時体温

℃

2 過去 2 週間における以下の事項の有無

平熱を超える発熱（おおむね 37.5℃以上）	【 有 ・ 無 】
咳、のどの痛みなど風邪の症状	【 有 ・ 無 】
だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）	【 有 ・ 無 】
嗅覚や味覚の異常	【 有 ・ 無 】
体が重く感じる、疲れやすい等	【 有 ・ 無 】
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触	【 有 ・ 無 】
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方	【 有 ・ 無 】
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている 国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触	【 有 ・ 無 】

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人との距離が近い接触（1m程度）が一定時間（15分）以上続くこと」と定義します。

氏名：

年齢：

住所：

電話番号：

メール：

本日より 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、
主催者（愛知県）に速やかに報告して下さい。

第 7 6 回国民体育大会冬季大会スケート競技会
(スピード)

ぎふクリスタル国体2021

銀嶺に きらめく夢は 無限大

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感染拡大防止ガイドライン

(第 1 版)

会場に入場する方（一般観覧者を除く）は
①会場入り 1 4 日間前から大会終了までの体
温・行動の記録、②国体会場受付での記録の提
示及び③AD カードの携帯が必要です。
上記 3 点が確認できない場合、入場を許可する
ことができませんので、注意してください。

目次

第1	基本事項	
1	位置づけ	1
2	対象者	1
3	共通予防対策	1
第2	健康調査及び会場受付	
1	A D所持者	4
2	一般観覧者	5
第3	式典会場	
1	全般	6
2	受付（入場）及び退場	6
3	式典会場	6
第4	競技会場	
1	全般	7
2	競技	7
3	救護所	8
4	弁当	8
5	報道	9
6	ふれあい交流広場・物販	9
第5	宿舎・輸送	
1	宿舎	11
2	輸送	13
第6	各種会議	14
第7	体調不良者発生時の対応	
1	全般	15
2	式典会場	15
3	競技会場	16
4	宿舎	17
5	会期後	17
第8	感染者発生周知方法	19

第1 基本事項

1 位置づけ

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）「ぎふクリスタル国体2021」（以下「クリスタル国体」という。）における新型コロナウイルス感染拡大の防止対策については、公益財団法人日本スポーツ協会が策定した「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに公益財団法人日本スケート連盟が策定するガイドラインに定める対策の他、本ガイドラインに基づき実施するものとする。

2 対象者

（1）クリスタル国体用ADカードを所持する者（以下「AD所持者」という。）

- ・大会参加者（選手・監督・コーチ、大会役員、競技会役員、競技役員等）
- ・報道員（それに準じる者を含む（以下同じ。））
- ・視察員
- ・その他、式典・競技会場内で業務に従事する者
（施設管理者、ふれあい交流広場事業者、物販店、競技会場運営業務受託者等）

（2）一般観覧者

3 共通予防対策

（1）手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、選手控室、役員控室等、各所に手指用のアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）（以下「手指消毒液」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、来場者は随時手指消毒を行う。
- ・会場の手洗い場には、ポンプ式石鹸を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者はこまめに手洗いを行う。

（2）マスク着用の徹底

- ・競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時のマスク着用を徹底する。
- ・会場において、整氷中や競技間等、競技に影響のない時間を使い、マスク着用を促すアナウンスを随時行うとともに、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

（3）3密の回避

①密閉の回避

- ・選手控室、役員控室等の個室については、リンクへの影響がない範囲で可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

②密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、ふれあい交流広場スペース等、人が並ぶ可能性がある場所では、足元マークの設置やスタッフによる呼びかけ等により、可能な限りソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するための対策を講じる。

③密接の回避

- ・受付等人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・一般観覧者の入場は、国の示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように対策を徹底する。

（４）ゾーニングの徹底

- ・会場内では、A D所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、立ち入り禁止の表示やローピング等で、両者が交わることがないように動線確保を徹底する。

（５）大声の自粛

- ・A D所持者及び一般観覧者は、会場内においては、大声での会話は自粛する。
- ・競技会場内での大声での応援及び掛け声は禁止とともに、会場内にポスター等を表示することで周知を呼びかける。

（６）各自の体調管理

- ・A D所持者は、クリスタル国体の成功を担う一員であることを自覚し、自らと他の参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- ・A D所持者は、会場地入り14日前から会場地を出るまでの間、大人数が集まるイベントや会食を極力避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとるよう努める。
- ・A D所持者は、本ガイドラインに定められた健康チェックや行動記録を必ず行う。
- ・体調不良を自覚する者はクリスタル国体への参加を自粛する。

（７）接触確認アプリ（COCOA）の利用

- ・A D所持者及び一般観覧者でスマートフォンの利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を事前にインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

（８）岐阜県感染症警戒QRシステムの利用

- ・A D所持者及び一般観覧者は、原則として、各日の受付時に「岐阜県感染警戒QRシステム」の登録を行う。

（９）個人情報の取得及び管理

- ・AD 所持者については、事前に氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、電子メール）の提供を求める。
- ・岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が、本ガイドラインで定める対応を行うために取得した個人情報は厳重に管理し、2021 年 2 月 15 日（月）から 26 日（金）までに廃棄する。

第2 健康調査及び会場受付

1 AD 所持者

(1) 体温等の記録

- ・AD 所持者は、会場地入り 14 日前から会場地を出る日までの間、日本スケート連盟の「JSF ヘルスチェック」(携帯アプリケーション) 又は「健康調査票」(様式 1) を使用して、起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。

(2) 会期中

- ・AD 所持者は、会期中も起床時に検温できるよう体温計を持参する。
- ・AD 所持者は、会場受付において、「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」を提示し、体調確認を受けるとともに、検温を受ける。
- ・受付担当者は、受付対象者の AD カードの確認状況に応じて、以下のとおり対応する。

ア 会場地入り後、確認が初めての場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、会場地入り前までの体温等の記録及び当日の体調について問題がないことに加え、検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。

イ 会場地入り後、既に 1 回以上の確認がある場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、前回会場入りした日から当日の体調に問題がないこと及び検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。(会場地入り前までの体温等の記録確認は不要)

- ・AD 所持者は、AD カードにチェックを受けた当日は、他会場で「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」の再度のチェックを受ける必要はない。(検温は受ける)
- ・受付時の検温で 37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせる。

ア 体調が良くない場合

(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の症状がある)

イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合

ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合

エ 現地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 会期後

- ・AD 所持者は、会場地を出た日の翌日から 14 日間、自主的に起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。(様式の指定なし)

受付及び体温チェックの流れ

会場地入り14日前～	岐阜国体会場	
	初回受付	2回目以降受付
「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」に2週間の体調記録を記入	・「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」の提示【会場地入り前から当日分】 ・検温	・「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」の提示【当日分】 ・検温

2 一般観覧者

(1) 競技会場

- ・一般観客は、競技会場の受付で健康状態等を確認するためのチェックシートの記入を求められた場合は必ず協力する。
- ・会場において、受付時の検温で 37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、入場を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合
(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の症状がある)
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 現地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

第3 式典会場

1 全般

- ・挨拶者数の削減、入場行進の廃止等により、式典プログラムの短縮を図る。
- ・密を避けるため、会場定員の3分の1程度とする。
- ・式典参加者は、会場内に設置された手指消毒液により、随時、手指消毒を行う。
- ・式典参加者は、運営等に支障がある場合を除き、常時マスクを着用する。
- ・式典参加者は、歓声や歌を歌う等声を出すことをしない。

2 受付(入場)及び退場

- ・式典会場の受付においては、式典参加区分（例：大会役員、競技会役員、招待者、選手団等）ごとに受付時間を設定するとともに、受付待ちをする式典参加者同士のソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m以上）を確保するよう措置する。
- ・受付担当者と式典参加者の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・式典終了後の退場は、密集しないよう、分散退場を行う。

3 式典会場

- ・座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行う。
- ・舞台から客席最前列の距離は水平距離で最低2m以上確保する。
- ・音楽隊については、すべての演奏者は十分な間隔（最低1m）を保持する。また、指揮者は演奏者との距離を2m以上確保するとともに、トランペットやトロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m（可能な限り2m）を確保する。さらに、歌唱者と客席最前列までの距離は水平距離で5m以上の距離を確保する。
- ・登壇者やアトラクション出演者等、ワイヤレスマイクを使用する場合は、原則、1人に1本専用マイクを用意する。ただし、スタンドマイクの場合はこの限りではない。
- ・ドアノブや手すり等手が触れる頻度が高い箇所は定期的に消毒（消毒用エタノール（濃度70%以上95%以下）又は次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液をしみこませた布で拭いて消毒。（以下、モノの消毒は同様とする。））をする。
- ・会場内の客席の扉は開放したまま式典を実施する。
- ・式典の前後において、感染拡大予防のためのアナウンスを行う。

第4 競技会場

1 全般

- ・選手・監督、競技役員、報道員、ボランティア、一般観覧者等、競技会場内に入場するすべての者は、各所に設置された手指消毒液を使用し、随時、手指消毒をするとともに、こまめに手洗いを行い、手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場内に入場するすべての者は、競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時マスクを着用する。
- ・競技会場内では、競技中の選手間のコミュニケーションや監督の指示を除いて、大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・受付等選手や一般観客と対面する場所には、飛沫感染防止のためのフェイスシールドの着用やビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・競技会場内では、A D所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。
- ・観覧席では、国が示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えないよう、また、一般観客同士のソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するため、着席禁止措置等を行う。

2 競技

(1) 選手、監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチもしない。
- ・飲食物は、各自で管理の徹底を図る。
- ・ウォームアップやダウンは各自で行い、集団では行わない。
- ・選手控え室及び選手待機所は定期的な換気を行う。
- ・競技用具は適宜消毒をする。
- ・ゴミ袋を各自用意し、ゴミは各自で持ち帰ること。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・選手控室は定期的にベンチや机、ドアノブ等を消毒する。
- ・選手が使用し触れた場所をその都度消毒する。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・飲食物は、各自で管理の徹底を図る。
- ・飲食を行う際は、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保すること。

- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入等）を行う一般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。
- ・審判員はマスクを着用する。
- ・選手等と接触がある者はマスク、フェイスシールドを着用する。

（３）一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入等）を行わない。
- ・選手へ花やプレゼントを渡すことは禁止する。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動を極力行わないこととして、座席位置を写真に撮る等観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

3 救護所

- ・競技会場に設置する救護所では、体調不良者（第7 1 (1)）の対応は行わない。
- ・救護所で従事する者は、常時マスクを着用する。
- ・窓の開放や換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。
- ・救護所の物品（椅子やベッド、ドアノブ等）は、定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・応急処置中は、マスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。

4 弁当

（１）弁当の受け渡し

- ・弁当業者から会場へ配達される弁当は、係員が屋外で受け取り、屋内に運び込むこととする。
- ・係員は、マスク、フェイスシールド及び手袋を着用する。
- ・弁当の受け渡しは団体ごとに代表者にまとめて渡すこととする。その際、代表者は必ず事前に送付する予約票を提示する。
- ・弁当の受け渡し時に、弁当ガラ回収用のビニール袋を必要数渡す。

（２）食事中

- ・飲食の前に必ず手洗い及び手指の消毒を行う。
- ・他の食事者との距離を可能な限り保ち、食事中の会話は極力控える。
- ・対面での飲食は避け、同じ方向を向いての飲食を心がける。

- ・飲食が終わったらすぐにマスクを着用する。

(3) 弁当ガラの回収

- ・弁当ガラの回収は団体ごとに代表者がまとめて行い、ビニール袋に密閉した状態で係員に受け渡す。

5 報道

(1) スケート競技会

① 報道員

- ・選手に対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して行う。
- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・主催者が指定した場所以外での取材は受けない。
- ・マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・写真撮影を行う場合は、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用すること。

(2) 報道控室

- ・報道控室への入室は、事前に申請のあった者とし、報道控室内では指定された座席のみを使用する。

6 ふれあい交流広場・物販

(1) ふれあい交流広場

①対象者

- ・ふれあい交流広場事業の対象は、A Dカード所持者に限定する。ただし、ふれあい交流広場会場において、A D所持者と一般観覧者の動線を明確に分けることができる場合は、一般観覧者を対象としたふれあい交流広場事業を実施できるものとする。

②ふれあい交流広場事業者

- ・飲食スペースの出入口には手指消毒液を設置する。
- ・飲食物の提供者は、常時マスク及びフェイスシールドを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

- ・飲食スペースでは、他の食事者とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する措置をとる。
- ・来店者が正面に向かい合って食事をする場合は、両者の間に飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。ただし、正面ではなく互い違いに座れる場合はこの限りではない。
- ・用意した座席数以上の人数を飲食スペースに入場させない。
- ・可能な限り常時窓を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・飲食物は可能な限り蓋つき容器又は個包装で提供することとする。
- ・飲食スペースの机及び椅子の消毒を随時行う。
- ・飲食を終えた者には、速やかな退出を促す。（休憩所としての利用はさせない）
- ・金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品の受け渡し担当を分ける等の対策も可能な限り講じる。

③来店者

- ・飲食中を除き常時マスクを着用する。
- ・飲食中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・飲食後は速やかに退出する。

（２）物販

- ・従事者は常時マスクを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・試食や試着は実施しない。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品の受け渡し担当を分ける等の対策も可能な限り講じる。

第5 宿舎・輸送

1 宿舎

(1) 宿泊施設

①全般

- ・従業員と宿泊者の接触を極力避け、人と人とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する。
- ・従業員や宿泊者がいつでも使えるよう施設内の各所に手指消毒液を設置し、客室を含め施設内の定期的な換気を行う。
- ・ロビー及び廊下等の共用部を移動する際はマスクを着用する。

②客室

- ・宿泊者一人に対し一部屋の配宿を原則とする。ただし、大部屋を利用する際は定員の半数以下の配宿とする。
- ・清掃時には、宿泊者が接触するドアノブ、テレビ、リモコン及び照明スイッチ等を消毒する。
- ・使用済みのアメニティは廃棄し、コップ、急須及び湯飲み等の備品は消毒済みのものと交換する。
- ・空調による換気が可能な場合は、常時換気を行う。

③チェックイン・チェックアウト

- ・フロントデスクには、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・選手団等には、代表者がまとめて手続きをし、待機している者には一つの場所に固まらず、分散して待機をするよう要請する。

④大浴場

- ・3密を回避するため、ロッカーの利用制限をする等、入場人数を制限する。
- ・脱衣室では、ドアノブ、ロッカー、ドライヤー及びイス等の備品を定期的に消毒する。
- ・浴場内の床面の定期的な清掃並びに湯桶、シャワー、水栓及び鏡等の定期的な消毒を行う。
- ・浴室での貸しタオルは設置しないこととし、宿泊者に対し客室にある個人用のタオルを持参するよう要請する。

⑤食事会場

- ・従業員は常時マスクを着用する。
- ・食事会場の出入口に手指消毒液を設置し、可能な限り常時窓や扉を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・食事をする人と人のソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するようテーブルの間隔を広げる又は座席を間引く等の配席レイアウトを工夫する。
- ・食事をする者同士が対面で食事をするということがないよう座席レイアウトを工夫する。

- ・対面で食事をしている宿泊者がいる場合は、場所や向きを変える等の注意喚起をする。
- ・宿泊者の人数と食事会場の収容人数など、宿舎の状況に応じて、人数制限や滞在時間の制限等の必要な措置を取る。
- ・原則、ビュッフェ方式での食事の提供は避け、セットメニューでの提供とする。やむを得ずビュッフェ方式とする場合は、宿泊者一人一人にビニール手袋を配布し、ビニール手袋を着用した状態でトングを使用する。
- ・食べ終わった食器類の下膳の際は、作業後の手洗い及び手指消毒を徹底し、食事後のテーブル等の消毒を行う。

(2) 宿泊者

①全般

- ・従業員や他の宿泊者の接触を極力避け、人と人とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する。
- ・宿泊施設が要請する人数制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を遵守する。
- ・定期的な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・宿舎内では、食事や入浴時等を除きマスクを着用する。
- ・入館時及び起床時に、必ず検温を行う。

②客室

- ・定期的に窓を開け換気を行う。ただし、客室の構造上窓の開閉が不可能な場合は、空調による換気を行う。
- ・客室内のトイレでは蓋を閉めて汚物を流す。
- ・他の客室への出入りを極力控える。

③チェックイン・チェックアウト

- ・代表者がまとめて手続きを行い、待機している者は一つの場所に固まらず、分散して待機をする。

④大浴場

- ・浴室内が混雑することのないよう、大勢での入浴を避ける。
- ・脱衣室での貸しタオルは使用せず、客室内の個人用タオルを持参する。

⑤食事会場

- ・食事会場の入場時に、必ず手洗い及び手指消毒をする。
- ・食事開始まで常時マスクを着用し、食事後は速やかにマスクを着用する。
- ・食事中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・食事後は速やかに退出する。

2 輸送

(1) 計画輸送事業者

- ・乗客の乗車前及び降車後に、複数の利用者が接触する可能性のある手すり等を消毒するとともに、十分な換気を行う。
- ・従事者は常時マスクを着用する。
- ・バス入口に手指消毒液を設置し、利用者に対し乗車時及び降車時の手指消毒を呼びかける。
- ・車内アナウンス等により、利用者に対しマスクの着用及び大声での会話を控えるよう要請する。
- ・運行中は外気換気モードによるエアコンの使用を基本とする。

(2) 利用者

①計画輸送を利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・バス入口に設置してある手指消毒液を用いて、乗車時及び降車時に手指消毒を行う。
- ・極力他の利用者と離れて着席する。
- ・車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・車内で発生したゴミは、必ず各自で持ち帰る。

②計画輸送以外を利用する場合

ア 公共交通機関を利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・極力まとまって乗車し、一般客との接触を控える。
- ・その他、運行する会社が定める感染防止対策を遵守する。

イ チーム専用バスを利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・極力他の利用者と離れて着席する。
- ・車内では飲食及び必要以上の会話を控える。

ウ 自家用車、社用車及び公用車等を利用する場合

- ・他者と乗り合わせる場合は、常時マスクを着用する。
- ・他者と乗り合わせる場合は、車内での飲食及び必要以上の会話を控える。

第6 各種会議

(1) 会議主催者

- ・オンラインによる会議運営が可能な場合は、主催者の判断により、積極的にオンライン会議で実施する。
- ・会議室の出入口に手指消毒液を設置する。会議資料を机上配布する場合は、配布者は特に手指消毒に努める。
- ・マイクを使用する場合は、原則、発言者ごとに専用マイクを用意することとする。ただし、複数名が発言するためマイクの用意ができない場合は、スタンドマイクを用意し、発言者がマイクの前に来て、交互に話す（発言者はマイクに触らない）。また、スタンドマイクによらず発言者の間でワイヤレスマイクを回す場合は、発言者が変わるごとに持ち手を消毒する。
- ・出席者同士はソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して着席させる。
- ・演台を設ける場合は、発言者と最前列の間隔を2 m以上確保する。
- ・受付を設置し、出席者に対して検温を行う。
- ・受付担当者と出席者の間には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・出席者のうち、ADカードに過去14日間に関する「健康調査票」の確認チェックを受けていない者に対しては、受付にて「健康調査票」を確認する。
- ・会議室は可能な限り窓・扉を開放する等十分な換気を実施する。

(2) 出席者

- ・入室時に手指消毒を行う。
- ・常時マスクを着用する。
- ・発言者は、マスクを着用したまま発言する。
- ・会議終了後は速やかに退室する。
- ・会議室内での食事は行わない。
- ・出席者の人数は、以下のとおりとする。

会議名	出席者数
(全国代表者会議)	(各都道府県最大2名まで)
(全国報道員会議)	(各社1名まで)
監督会議	各都道府県最大2名まで
その他	必要最小限に留める

第7 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

- ・体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

- ・県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関、県外居住者（クリスタル国体に参加するため県内の宿舎に宿泊する者）は「受診・相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。
※受診・相談センター一覧は別添のとおり。
- ・医療機関又は受診・相談センター（以下「診療・検査医療機関等」という。）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、式典本部、競技会本部又は大会実施本部に報告する。
- ・式典本部、競技会本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに式典本部、競技会本部及び日本スポーツ協会へ連絡する。

②会場における準備

- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下「隔離室」という。）を設ける。
- ・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋等）を常備する。
- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者を移動させるため、運転席と後部座席の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置した車（以下「体調不良者搬送車」という。）を準備する。

③感染が確認された場合

- ・会期中に、AD所持者の中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、岐阜県内の宿泊療養施設への入所や入院等管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 式典会場

(1) 受付

- ・式典会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。

- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに式典本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・式典会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低 1 箇所以上用意しておく。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低 1 台以上準備する。
- ・式典本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者を極力制限（できるだけ担当者 1 名）し、対応時に必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。
- ・体調不良者を隔離室に隔離するとともに、受診・相談センター等へ電話相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が式典会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・隔離室は窓を開け放つ等可能な限り換気し、体調不良者が退室した後は、共有部分（ドアノブ、机、椅子等）を消毒する。

3 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに競技会本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低 1 箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低 1 台以上準備する。
- ・競技会本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者 1 名）し、対応時に必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。

- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議するとともに、受診・相談センター等に相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が競技会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・隔離室は窓を開け放つ等可能な限り換気し、体調不良者が退室した後は、共有部分（ドアノブ、机、椅子等）を消毒する。

4 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者が確認された場合は、受診・相談センター等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。
- ・体調不良者が宿舎から医療機関へ移動する際は、原則、競技会場が用意する体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。

5 会期後

- ・A/D所持者及び一般観覧者のうち、会場地を出た日の翌日から14日以内に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技会本部が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督	競技会本部	競技会本部
選手団本部役員	競技会本部	競技会本部
視察員	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
大会役員	市大会実施本部	市大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技会本部	競技会本部
招待者	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
報道員	市大会実施本部	市大会実施本部
施設管理者	市大会実施本部	市大会実施本部
ふれあい交流広場事業者、物販 店	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
運営委託業者	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
ボランティア	市大会実施本部	市大会実施本部
一般観覧者	市大会実施本部	市大会実施本部

【報告先電話番号】

報告先	電話番号	
	会期中	会期後
県大会実施本部	058-272-8874	058-272-8874
市大会実施本部	0573-28-2230	0573-28-2230
式典本部	0573-28-2230	0573-28-2230
競技会本部（恵那スケート場）	0573-28-2230	0573-28-2230

第8 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から 2021 年 2 月 14 日（日）までに、A D所持者及び一般観覧者の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
選手・監督	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
視察員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員・競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ふれあい交流広場事業者、物販 店	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営業務受託者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ボランティア	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（競技会）	本人 (岐阜県 QR システムにて通知)

別添

受診・相談センター一覧

1 受診・相談センター

	発生場所	受診・相談センター	受付時間	電話
会場	恵那文化センター	恵那保健所	9 : 00-17 : 00	0573-26-1111 (内線 258)
	恵那スケート場	恵那保健所	9 : 00-17 : 00	0573-26-1111 (内線 258)
	(夜間・休日)	県感染症対策推進課	9 : 00-21 : 00	058-272-8860
宿舎	恵那市	恵那保健所	9 : 00-17 : 00	0573-26-1111 (内線 258)
	中津川市	恵那保健所	9 : 00-17 : 00	0573-26-1111 (内線 258)
	土岐市	東濃保健所	9 : 00-17 : 00	0572-23-1111 (内線 361)
	多治見市	東濃保健所	9 : 00-17 : 00	0572-23-1111 (内線 361)
	(夜間・休日)	県感染症対策推進課	9 : 00-21 : 00	058-272-8860

健康調査票

競技名

スケート競技（スピード）

分類		所属/都道府県																						
氏名				年齢	歳																			
住所																								
連絡先(電話番号)																								
						公式練習		大会期間中																
月／日		1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31		
体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃		
咳(せき)、のどの痛み、鼻水など風邪の症状																								
だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)																								
体が重く感じる、疲れやすい等																								
味覚や嗅覚の異常																								
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触																								
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる																								
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触																								
過去14日以内に海外渡航歴																								
渡航国名（滞在先・経由地）											渡航期間	～												
相談記述：相談したいこと、連絡しておきたいことが有れば、記載して下さい。																								
□本人サイン																								

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人との距離が近い接触（1 m程度）が一定時間（1 5 分）以上続くこと」と定義します。

※ 帰郷後この用紙は、2月14日まで保管して下さい。また、主催者側の要望があった場合は、提出して下さい。

記載に関して：

- ・体温は計測の数値を記入。
- ・健康状態は、選択ボタンから有無を選択。（プリントアウトした場合は、有り（○）、無し（X）を記入。）
- ・1か月以内に海外渡航歴がある場合は、渡航先（滞在地・経由地）を記載のこと。
- ・健康等相談、連絡したいことが有れば、記載してください。



第 76 回国民体育大会冬季大会

ス キ ー 競 技 会

美の国あきた鹿角国体

～ 伝 え よ う 感 動 繋 げ よ う 絆 ～

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止ガイドライン

第 1 版 令和 2 年 1 2 月 1 0 日

会場に入場する方は、以下 3 点が確認出来ない場合は入場を許可することが出来ませんので、御注意ください。

- (1) 体温及び行動の記録
 - ①開催地への出発前 1 4 日間
 - ②会場地入りから競技会期間中
- (2) 競技会会場受付での記録の提出
- (3) ID カードの携帯

秋田県

目 次

I	はじめに	1
II	「美の国あきた鹿角国体」の基本方針	
1	本ガイドラインについて	2
2	新型コロナウイルス感染症について	2
3	感染拡大防止対策の方針	2
4	大会開催の可否判断	3
5	発熱者及び体調不良者発生時の対応	7
6	大会参加に関する留意事項	7
III	参加者への注意事項	
1	大会参加の見合わせ及び証明書類等の提出	1 0
2	大会開催前	1 0
3	会場地入りから競技会期間中	1 2
4	競技会終了後の対応	1 5
IV	競技会運営、競技会場及び宿泊施設等に関する対策・対応	
1	競技会運営	1 6
2	競技会場及び各種会議会場	1 6
3	宿泊施設	1 9
様式 1	健康観察票	2 1
様式 2	健康チェックシート	2 2

I はじめに

国民体育大会は、国民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、多くのスポーツ大会やイベントが影響を受け、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」も史上初めて延期を余儀なくされました。未だ終息の目処が見通せない中であって、大規模な人の移動や宿泊を伴う国体を開催するためには、全国の感染状況を注視しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ることが重要となります。

国においては、日常生活における一人ひとりの心がけや行動変容を求める、「新しい生活様式」の実践を提唱しているところであり、各都道府県においても、感染拡大地域への移動の自粛要請など、警戒レベルに応じた対策が行われております。

また、日本スポーツ協会は「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」を策定し、スポーツイベントや国体開催における感染拡大防止対策の基本的な考え方や基準、留意点等を示しているところです。

本ガイドラインは、第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会「美の国あきた鹿角国体」の開催に当たり、国の方針や日本スポーツ協会のガイドライン等を踏まえ、コロナ禍にあっても、「競技会を守り抜くこと」、「感染症の拡大を誘発させないこと」を目的として策定したものです。

選手をはじめ大会に参加する全ての皆様におかれましては、こうした趣旨を御理解いただき、「安全・安心な国体」、そして「コロナ禍における新たな国体のモデル」となるよう、本ガイドラインの遵守をお願いします。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られた知見等に基づき策定したものであり、今後の知見の集積や国の方針等を踏まえ、逐次見直すことがあり得ることにご留意ください。

Ⅱ 「美の国あきた鹿角国体」の基本方針

1 本ガイドラインについて

(1) ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、第76回国民大会冬季大会スキー競技会「美の国あきた鹿角国体」に参加・参画する全ての方（以下、「参加者」という。）を対象とします。

(2) ガイドラインの参照

今大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本ガイドラインに基づき、様々な対策を実施することにしておりますので、参加者においては、大会前に参照してくださるようお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症について

コロナ禍での大会開催及び参加に当たり、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を持つことが重要です。

- 新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが目や鼻、のど、気管、気管支等の粘膜にある細胞中に入り込み、増えることで感染します。
- ウイルスは、健康な皮膚の表面に付着するだけでは感染しません。他の人の汗から感染することはありません。
- 発症しても80%の人は軽症のまま治ります。無症状の人からも周囲に感染させることがあります。
- 症状が出る1～3日前から周囲に感染させることが判明しています。
- 感染した人が近くにいても、互いにマスクをしていれば感染のリスクが小さくなります。
- 石鹸を使った手洗いや濃度70%超のエタノール消毒液を使った手指消毒は効果的と言われています。

3 感染拡大防止対策の方針

(1) 方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「3密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、咳エチケットによる飛沫防止、室内の換気等が効果的と言われています。

本県では、安全・安心な大会を行うために、「1 参加者の感染のリスクの軽減」、「2 感染を拡大させない」という2つの柱を中心に必要な対策や対応を行います。

(2) 主な感染拡大防止対策

上記1、2の2つの対策方針から、県は各分野において、次の感染拡大防止対策を行います。

① 感染防止対策

- ア マスクの着用及び手洗い・消毒の徹底
- イ 会場出入り口等への消毒液の設置
- ウ 入場時における検温の実施
- エ アクリル板等の設置による飛沫感染防止
- オ 健康状態の確認

② クラスタ発生予防対策

- ア 会場入場時の動線の確保
- イ 定期的な換気の実施
- ウ 人と人との距離の確保
- エ バスの乗車人数等の制限

③ 感染者対策

- ア 来場者の連絡先等の把握
- イ 罹患者の症状及び濃厚接触者の把握
- ウ 関係機関への連絡及び情報提供

4 大会開催の可否判断

(1) 判断基準

大会開催前及び大会期間中において、次の①～⑦の状況が発生した場合、県や市をはじめとする主催者は大会開催の可否について協議します。

- ① 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- ② 秋田県独自の「新型コロナウイルス感染警戒レベル」のレベル3の警戒レベルが発令された場合
- ③ 秋田県内医療機関の新型コロナウイルス感染患者受け入れが対応不可となる恐れがある場合
- ④ 各都道府県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加都道府県数1／4以上）
- ⑤ 予選会の開催が困難な場合（スキー競技会の予選会の2／3程度が実施に影響を生じた場合）
- ⑥ 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症陽性感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、又はその可能性が想定される場合
- ⑦ その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

(2) 緊急事態宣言等が発令された場合

① 緊急事態宣言が全国が発令された場合

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)に基づく緊急事態宣言が発令された場合、都道府県をまたぐ移動が制限されることから、主催者と協議の上、開催を中止します。

② 本県が特定警戒都道府県又は特定都道府県^{※1}に指定された場合

全国から多数の参加者が来県し都道府県をまたぐ移動を伴うため、本県において感染のリスクが高い状況下での大会開催は、参加者のみならず地域住民への感染拡大の可能性が高いことから、主催者と協議の上、大会の中止などを視野に入れ、開催判断を行います。

(※1) 特定警戒都道府県/特定都道府県

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令された対象区域に属する都道府県を「特定都道府県」と言い、特定都道府県の中でも特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていく必要がある都道府県を「特定警戒都道府県」と位置づけられています。

③ 本県以外の都道府県に対し緊急事態宣言が発令された場合

各地域の感染状況や感染拡大リスク等を判断した上で、主催者と協議の上、開催判断を行います。

(3) 本県独自の「新型コロナウイルス感染警戒レベル」が発令された場合

① 「新型コロナウイルス感染警戒レベル」とは

本県では、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じた5段階の警戒レベルを次頁のとおり設定しています。

警戒レベルは指標により一律に判断せず、感染者の発生状況(増加率、感染経路の由来<県外・県内>、感染の広がり<家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど>)や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものとしています。

② レベル3の警戒レベルが発令された場合

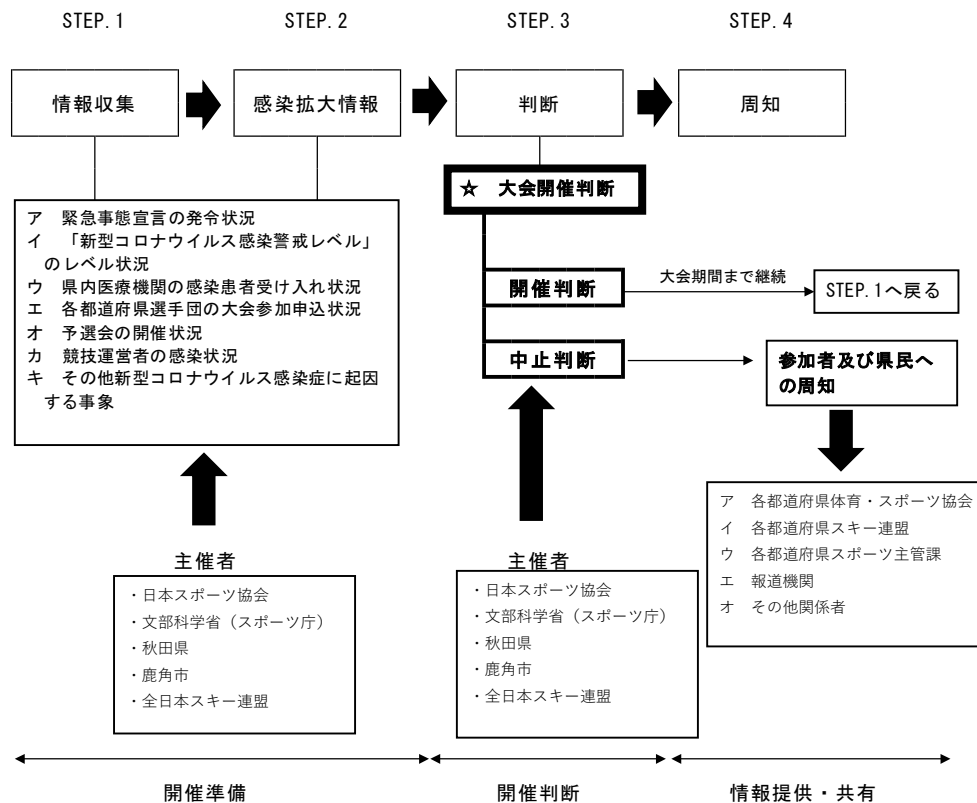
「レベル3」の警戒レベルが発令された場合は、県内において感染拡大の恐れがあり、県民の皆様に対し都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請していること等から主催者と協議の上、大会の中止などを視野に入れ、開催判断を行います。

警戒レベル		指標（目安）	県民への要請
レベル 1 【注意喚起】		新規感染者数 0 人	・ 基本的な感染対策の徹底 ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底 ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル 2 【強い注意喚起】		1 ～ 6 人/週	レベル 1 の注意喚起に加え、 ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ ・ イベントの規模を制限
レベル 3 【協力要請】	法 2 4 条 9 項	7 ～ 2 4 人/週	レベル 2 の強い注意喚起に加え、 ・ 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 ・ 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業、時短営業の要請（感染者多数発生地域） ・ イベントの規模をレベル 2 より制限又は中止
レベル 4 【要請】		2 5 ～ 4 9 人/週	レベル 3 の協力要請に加え、 ・ 不要不急の外出自粛要請（全県） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業、時短営業の要請（全県） ・ イベントの中止
レベル 5 【強い要請・指示】 国による緊急事態宣言 ^{※2}	法 2 4 条 9 項 法 4 5 条	5 0 人～/週	レベル 4 の要請に加え、 ・ 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請（全県）

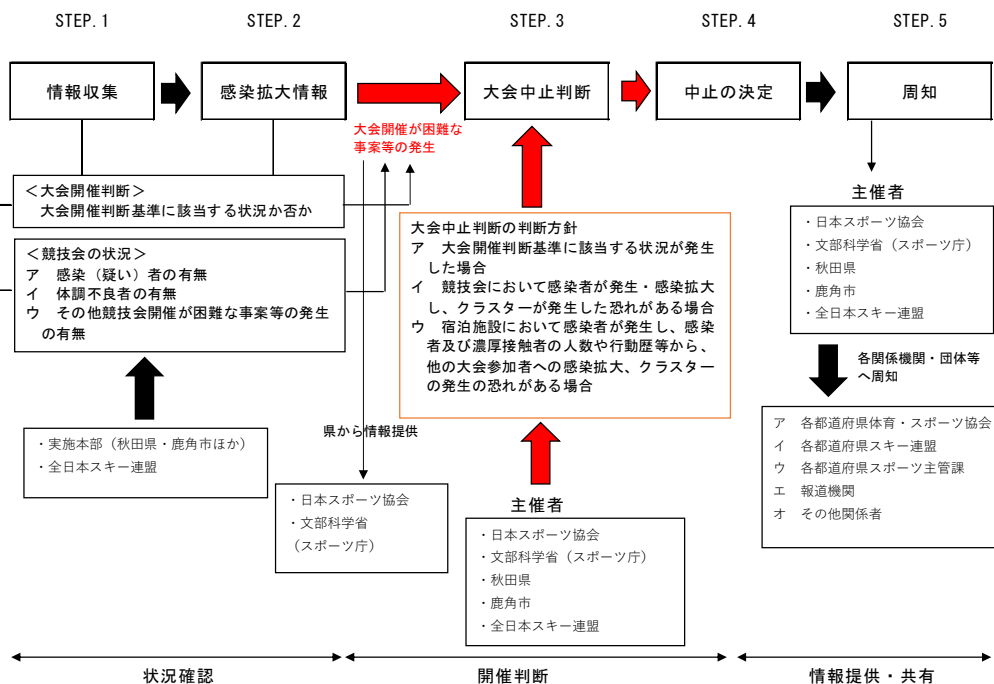
（※2）国の緊急事態宣言時は特措法第 4 5 条を含め要請が行われますが、宣言前は同法第 2 4 条 9 項による要請を行います。

(4) 大会開催の可否判断の流れ

① 大会開催前



② 大会期間中



5 発熱者及び体調不良者発生時の対応

(1) 医療機関等への連絡

- ① 大会期間中において、体温を測定し、37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い場合や体調不良（咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）の場合は、「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談してください。

「あきた新型コロナ受診相談センター」

<24時間受付>

TEL：018-866-7050

<8:00～17:00（毎日）>

TEL：018-895-9176 TEL：0570-011-567

※本県では受診・検査が可能な医療機関は非公表のため当該センターでご案内します。

- ② 県内在住者で開催地及びその周辺地域にかかりつけ医や身近な医療機関がある場合は、当該医療機関に電話相談してください。
- ③ 「あきた新型コロナ受診相談センター」又はかかりつけ医等に電話相談した場合は、電話した旨、電話内容（受けた指示等）について、実施本部に報告してください。
- ④ 報告に当たり、選手団の監督や各団体の代表者等が報告を行ってください。
- ⑤ 医療機関やかかりつけ医等への移動は、原則、本人又は派遣元が行ってください。

(2) 感染が確認された場合

- ① 大会中止判断の方針に基づき、主催者で協議の上、大会中止の可否を判断します。
- ② 感染者は、本県内の入院協力病院への入院又は宿泊療養施設への入所など保健所の指示に従ってください。

6 大会参加に関する留意事項

以下の事項は、参加に当たり、感染拡大を防止するための基本的な事項となりますので、参加者各自において留意してください。

(1) 体調の確認

参加者は来県前及び競技会場への出発前に、自らの体調を十分に確認した上で参加してください。

(2) 「3密」の回避

感染拡大の共通点は、①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」の3つの条件がそろった場所とされています。

参加者は換気が悪い空間に集団で集まることを避けるとともに、「3密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するためにできる限り「ゼロ密」を心がけてください。

(3) 人と人との距離の確保

- ① 感染予防の観点から、介助者や誘導者などが必要な場合を除き、周囲の人との距離を空け、屋外にあっては、人と人との距離を少なくとも2m空けるよう心がけてください。
- ② 激しい呼気や大きな声を伴う運動は、感染リスクの可能性が指摘されていますので、より一層距離を空けてください。

(4) マスク持参のお願い

式典会場、競技会場及び宿泊施設に入る際には、マスクを持参してください。受付時などでマスクを準備しているか確認する場合があります。

(5) マスク着用の徹底

- ① 屋内外を問わず、原則マスクを着用し感染防止対策を行ってください。選手の競技中のマスク着用は本人や監督等の判断によりますが、受付、着替え、表彰式等競技を行っていない間や会話する場合には、他の参加者への感染を防止するためマスクを着用してください。
- ② 外気を取り込みにくいマスクを着用する場合、競技等運動を行った際に、十分な呼吸が出来ず人体に影響を及ぼす可能性があります。息苦しさを感じた場合は速やかにマスクを外す、休憩を取る等の無理のない対応を行ってください。

(6) 手洗いの徹底及び手指消毒の実施

こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行ってください。

(7) 定期的な換気

宿泊施設の居室や洗面所（トイレ）など屋内では、換気の悪い空間とならないよう定期的な換気を行ってください。

(8) IDカードの携帯

開催市実行委員会で発行するIDカードを所持された方のみ、会場内に入場出来ます。入場時はIDカードを携帯してください。

(9) 主催者の費用負担

医療機関でのPCR検査等の検査費用、入院や外出自粛を要請された場合の宿泊施設等の滞在費など、新型コロナウイルス感染症に関する一切の費用について主催者は負担しません。

(10) 接触確認アプリ等の導入

自分自身や地域住民・社会を守るためにアプリ等の導入をお願いします。

① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保しながら、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

アプリの詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

ア アプリのインストール及び携帯

- ・ 選手・監督、チームスタッフにあってスマートフォン利用者は、原則、国体参加申込時にインストールの上、利用状態にし、競技実施等に支障がある場合を除き常に携帯してください。
- ・ 選手、監督、チームスタッフ以外の参加者にあってスマートフォン利用者は、原則、来県若しくは競技会場、宿泊施設等への来場前にインストールの上、利用状態にし、常に携帯してください。

② 秋田県版新型コロナ安心システム

本システムは、施設やイベント会場などに掲示されたQRコードを、施設の利用者等がLINEアプリで読み取り、読み取った日時の情報を秋田県が取得することで、後日、他の施設利用者等に感染が判明した際に、登録いただいた方に濃厚接触の疑いがある場合やクラスターの発生（おそれを含む）が確認された場合など、必要がある場合にのみ秋田県から感染拡大防止に向けたお知らせなどを行うシステムです。

システムの詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」から確認してください。

URL) <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>

ア アプリのインストール及び読み取りの実施

- ・ 参加者にあってスマートフォン利用者は、原則、来県若しくは競技会場、宿泊施設等への来場前にインストールの上、滞在期間中は毎日、各施設や会場に掲示しているQRコードを読み取ってください。

Ⅲ 参加者への注意事項

参加者は自らの体調を十分に確認した上で参加してください。

また、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている方等）を持っている場合は、感染のリスクを考慮の上、参加判断を行ってください。

1 大会参加の見合わせ及び証明書類等の提出

（1）参加の見合わせ

次の事項に該当する場合は、参加を見合わせてください。

① 体調不良の場合

ア 風邪の症状（咳・咽頭痛等）や発熱

イ 咳が長引く（1週間程度）、強いだるさ（倦怠感） など

② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

家族や同居されている方は既に感染している可能性があります。

③ 過去14日以内に海外渡航歴がある又は当該在住者との濃厚接触がある場合

海外渡航歴については、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合が該当します。

（2）証明書類等の提出

大会開催前、大会期間中、大会開催後の各期間において、参加者の体調及び行動歴の確認を行います。各期間の対応は後述するとおりです。

2 大会開催前（県外から本県への出発前／県内から競技会場への出発前）

（1）体調及び行動歴の記録及び報告

① 参加者は、開催地に出発（県外から本県への出発又は県内から開催地への出発）する日までの14日間にわたり、健康状態及び行動歴を様式1「健康観察票」により記録してください。

② 様式1「健康観察票」について、14日間の記録において、体温測定の結果37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高い場合や、健康状態、行動歴の各項目で1つでも「有り」若しくは「はい」に該当した場合は、体調不良又は感染の疑いの可能性がありますので、自らの体調を確認の上、参加の見合わせを検討するなどの判断を行ってください。

- ③ 14日間の記録を行った様式1「健康観察票」は、本県に対しメール又はFAXで報告してください。

＜報告及び連絡先＞

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課冬季国体推進班

TEL：018-860-1246 FAX：018-860-1249

e-mail sports@pref.akita.lg.jp

(2) 感染者への対応

大会開催日の2週間前となる令和3年2月3日（水）の時点又はそれ以降にPCR検査若しくは抗原検査で陽性反応があった場合は、感染者は参加を辞退してください。

(3) 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合は、認定された日から14日間の健康状態観察期間を経過し、症状が出ていない場合は出場しても構いません。

(4) 感染疑い者への対応

- ① 感染疑い者は、体調不良（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常等）の症状があり、PCR検査若しくは抗原検査で「陰性」だった方、又は医療機関を受診しなかった方となります。

大会開催日の2週間前となる令和3年2月3日（水）の時点若しくはそれ以降に感染が疑われる症状が発症した場合は、インフルエンザ等の新型コロナウイルス感染症以外の感染症のリスクもあるため、原則、参加を辞退してください。派遣母体は、当該感染疑い者の派遣を取り消してください。

ただし、以下の2つの条件を満たしている場合は大会への出場を認めても構いません。

ア 感染が疑われる症状の消失後に少なくとも8日（発症日を0日として8日間）経過している。

イ 薬剤を服用していない状態で、症状消失後に少なくとも3日（症状消失日を0日として3日間）経過している。

3 会場地入りから競技会期間中

(1) 全般

- ① 毎日の健康チェックと行動チェックを心がけてください。
- ② 実施本部では、会期中（宿泊を伴う場合は入宿日から）における開催地に滞在する期間（以下「滞在期間」という。）中の参加者の健康状態及び行動歴を確認します。
- ③ 参加者は、滞在期間中は毎日、様式2「健康チェックシート」を競技会場の受付場所にいる実施本部員に提出してください。
- ④ 入場の際には、選手団又は所属団体の代表者が、参加者分の様式2「健康チェックシート」をまとめて提出してください。
- ⑤ 提出にあたり、競技が終了したため競技会場へ来場しない、宿泊施設から外出しない等の特別な理由がある場合に限り、様式2「健康チェックシート」をスマートフォン等で撮影し、メール送信しても構いません。

(2) 宿泊施設

① チェックイン時

- ア 宿泊施設へチェックインする際は、フロントや施設の指定の場所で検温を行ってください。
- イ 宿泊責任者などの代表者がまとめてチェックインを行い、代表者以外の宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機してください。
- ウ 発熱、咳、咽頭痛等の症状があり、体調が良くない場合は、選手団帯同スポーツドクターと協議し、「あきた新型コロナ受診相談センター」やかかりつけ医等に電話相談の上、電話した旨、電話内容を速やかに宿泊施設及び実施本部に報告してください。

② 宿泊施設から出発する時

- ア 宿泊施設に入宿後、競技会場へ出発する前に検温及び当日の体調を確認し、様式2「健康チェックシート」に記入してください。
- イ 各宿泊施設の指定場所に非接触型体温計を設置していますので、宿泊責任者等の代表者が体温を測定してください。
- ウ 宿泊者本人又は代表者は、様式2「健康チェックシート」に当日の体温を記入してください。
- エ 体温を測定し、37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高い場合又は体調が良くない場合は、選手団帯同スポーツドクターと協議し、「あきた新型コロナ受診相談センター」やかかりつけ医等に電話相談の上、電話した旨、電話内容を速やかに宿泊施設及び実施本部に報告

してください。

③ 宿泊施設滞在中（各エリアの留意点）

ア 客室

- ・ 定期的に客室の窓を開けて、換気を行ってください。
- ・ 客室内のトイレでは、蓋を閉めて汚物を流してください。

イ 大浴場

- ・ 入浴時間帯が集中して浴室内が混雑することがないように、大勢での入浴を避け、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室してください。
- ・ 脱衣室などに備え付けてあるタオルを極力使用しないこととし、客室内の個人用タオルを持参し使用してください。
- ・ 浴室や浴槽、サウナ等の個室ではソーシャルディスタンスの確保を心がけ、大声で話さないよう努めてください。

ウ 食事会場

- ・ 食事会場の収容人数等の関係から、人数制限や滞在時間の制限が行われる場合があります。宿泊施設の指示に従い入場してください。
- ・ 飛沫感染防止のため対面での食事を禁止とする施設がありますので、宿泊施設の指示に従ってください。
- ・ 食事会場に入場する際には、手洗い、手指消毒を徹底し、食事開始までマスクの着用を心がけてください。
- ・ 発熱、咳、咽頭痛等の症状があり、体調が良くない場合は、入場をしないこととし、選手団の帯同スポーツドクターや宿泊責任者等の代表者に申し出てください。代表者は宿泊施設の従業員のその旨を報告の上、宿泊施設の指示に従ってください。

（３） 交通輸送

① 無料シャトルバスの利用

ア 検温の実施

- ・ 実施本部員が乗車前に検温を行い、体温が37.5℃以上又は平熱より1℃以上高いことや、体調不良の申し出等が確認された場合は、実施本部員の指示に従い、乗車を控えてください。

イ 車両利用時

- ・ 無料シャトルバス乗車の待ち時間及び乗車時には、利用者同士の距離を十分に確保してください。

- ・ バス内の通路で滞留が発生しないよう、乗車時は小グループに分け乗車してください。
- ・ 乗車中はマスクを着用し、大声での会話を控えてください。
- ・ ゴミはエチケット袋に入れ持ち帰ってください。

② 自家用車・レンタカー利用者

ア 車内が密にならないよう乗車人数を考慮し車両を利用してください。

イ 移動中はマスクの着用の上、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食を避けてください。

(4) 競技会場

① 全日本スキー連盟の「新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」や競技毎のガイドラインを参照の上、競技に参加してください。

② 報道員からの取材を受ける場合は、指定された場所でのみ対応してください。

③ 体調不良者が確認された場合は、選手団の帯同スポーツドクターや監督などの代表者に報告してください。代表者は実施本部に報告、実施本部の指示に従ってください。

④ 発熱や体調不良の対応

ア 体温を測定し、37.5℃以上又は平熱より1℃以上高いなど体調不良の場合は発熱対応用の救護本部へ移動していただきます。

イ 選手団の帯同スポーツドクターや救護所の医師や看護師、スタッフと協議し、「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談し、指示を受けてください。

(5) 表彰式・各種会議

① 宿泊施設、自宅等からの出発前に検温を行ってください。

② 施設への入場時にサーモグラフィー又は非接触型体温計で参加者の検温を実施し、参加者の安全確認を行った上で入場してもらいます。

③ 当日、競技会場で様式2「健康チェックシート」を提出している場合を除き、表彰式及び各種会議会場では、様式2「健康チェックシート」の提出を求めます。

④ 受付時に、症状や健康チェックシートの記入の不備がある場合は、当該項目の確認を行った上で入場してもらいます。

- ⑤ 体温を測定し、37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高いなど体調不良又は感染の疑いがあると確認された参加者は、医療機関の受診や帰宅を促すなど必要な対応を取りますので、実施本部の指示に従ってください。

4 競技会終了後の対応

(1) 宿泊施設のチェックアウト時

- ① 出発前に検温を行ってください。
- ② 体温を測定し、37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高い場合又は体調が良くない場合は、選手団帯同スポーツドクターと協議し、「あきた新型コロナ受診相談センター」やかかりつけ医等に電話相談の上、電話した旨、電話内容を速やかに宿泊施設及び実施本部に報告してください。

(2) 体調及び行動歴の記録及び報告

- ① 競技会終了後又は開催地出発後、14日間にわたり、健康状態及び行動歴を様式1「健康観察票」により記録してください。
- ② 14日間の記録を行った様式1「健康観察票」は、本県に対しメール又はFAXで報告してください。
- ③ 上記14日の期間内に新型コロナウイルスに感染（陽性反応）した場合は、速やかに連絡してください。

IV 競技会運営、競技会場及び宿泊施設等に関する 対策・対応

1 競技会運営

大会での感染リスクを抑え、選手・監督をはじめとした参加者及び大会関係者の安全・安心を確保するために、次のとおりとします。

(1) 開始式の中止

① 2月18日（木）に予定していた開始式は以下の理由から中止とします。

ア 開始式への参加予定人員に対して、選手団の移動及び待機時に「3密」を避けるための十分なスペースを会場内に確保するのが困難

イ 競技開始前の感染リスクの回避

開始式の中止に伴う代替措置として、大会公式ウェブサイト上での主催者代表によるあいさつ動画の配信等を行います。

(2) 無観客での競技実施

① 競技会場への一般観客の入場は、以下の理由から認めないこととし、無観客で競技を実施します。

ア 競技及び競技会場の特性上、選手や観客等が暖を取る場所や競技会観覧時の場所が限定的

イ 選手と観客の動線分離やソーシャルディスタンスの確保などの「3密」を避ける対策、行動を規制する対策が困難

ウ 新型コロナウイルス感染者の発生に備えた来場者の連絡先や行動歴の把握等、個人情報の収集、管理が困難

② 無観客での競技実施に伴う代替措置として、「国体チャンネル」によるインターネットを介した競技のライブ映像の配信等を行います。

2 競技会場及び各種会議会場

(1) 競技会場

① 会場全体

ア 会場の出入り口、会場内各所に消毒液を設置します。

イ 屋外の競技会場では、参加者が極力混合しないよう、ゾーニングを行います。

ウ 会場内では、感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスをこまめに行います。

エ 会場内では、実施本部員が巡回し、参加者の感染拡大防止対策の確認を行うとともに、必要に応じて参加者に声掛けを行い、注意を促します。

オ 発熱者や体調不良者の発生に備え、屋外には発熱者用救護所、屋内にあっては隔離用の部屋を設けます。

カ 競技会場における発熱者や体調不良者に対応する担当者を決めます。

キ 発熱者や体調不良者に対応する実施本部員は、マスク、手袋の着用等適切な防護対策を講じます。

ク 不特定多数が利用若しくは接触する場所は、施設管理者の定期清掃に加え、県及び開催市による定期的な清掃、消毒作業を行います。

ケ 「3密」を防ぐために、喫煙所は設置しません。

② 受付

ア 複数の受付場所を設け、受付場所の混雑解消を図ります。

イ 受付場所には、サーモグラフィー及び非接触体温計を常備し、参加者の検温を行います。

ウ 様式2「健康チェックシート」の受理に当たり、飛沫感染防止のため、アクリル板等を設置します。

エ 様式2「健康チェックシート」に記入漏れ等の不備がある場合は、当該項目の確認を行います。

オ 体温を測定し、37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高い場合又は体調が良くない場合は、会場内への入場を許可せず、医療機関の受診や帰宅を促すなど必要な対応を取ります。

③ 救護所

ア 競技会場では、怪我等の対応を行う救護所のほか、発熱者（疑い含む）専用の救護所を設置します。

イ 救護所に入る前に検温を行います。発熱が確認された場合は、発熱者対応用救護所で対応します。

④ プレスセンター

ア 室内の定期的な換気を実施し、参加者が接触する机などの清拭消毒を行うほか、出入口に手指消毒液を設置します。

イ 参加者と実施本部員の接触を出来る限り避けるため、参加者一人ひとりへの競技結果の紙媒体の提供は行いませんので、次の方法により確認してください。

- ・ プレスセンター内に用意した競技結果の写しをコピーする

- ・ 公式ウェブサイト内に設けられる競技結果のページの閲覧する
 - ・ 指定の掲示場所に貼り出した競技結果を確認する
- ⑤ 選手等控え室（テント）
競技会場内に設置される選手等控え室のテントは、テントの数を増設し、間隔を空けたレイアウトとします。
- ⑥ おもてなし会場・ふるまいブース
ア おもてなし会場やふるまいブースでの飲食物の提供は、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国食品衛生同業組合中央会が作成した「外食業の事業継続のためのガイドライン」や日本スポーツ協会が作成した基本指針を参考に行います。
イ 飲食ブース用のコンテナハウスに、飛沫感染防止のためのビニールカーテンを設置します。
ウ 「3密」を防ぐために、喫煙所は設置しません。
- ⑦ トイレ
ア 定期的な清掃、消毒作業を行います。
イ 競技会場（アルパス）内のトイレには蓋付きのゴミ箱を設置します。

（2）表彰式／各種会議

- ① 会場全般
ア 会場の出入り口、会場内各所に消毒液を設置します。
イ 会場内に救護所を設置し、発熱者及び体調不良者の発生に備え、隔離用の部屋を設けます。
ウ 競技会場における発熱者や体調不良者に対応する担当者を決めます。
エ 発熱者や体調不良者に対応する実施本部員は、マスク、手袋の着用等適切な防護対策を講じます。
オ 不特定多数が利用又は接触する場所は、施設管理者の定期清掃に加え、県及び開催市による定期的な清掃、消毒作業を行います。
カ 「3密」を防ぐために、喫煙所は設置しません。
- ② 受付
ア 施設への入場時にサーモグラフィー又は非接触型体温計で参加者の検温を実施し、参加者の安全確認を行った上で入場していただきます。
イ 検温は、参加者同士の接触をできる限り避け、間隔を空けて行います。
ウ 受付時に、症状や健康チェックシートの記入の不備がある場合は、当該項目の確認を行った上で入場していただきます。
エ 体温を測定し、37.5℃以上若しくは平熱より1℃以上高い場合又は体調

が良くない場合は、会場内への入場を許可せず、医療機関の受診や帰宅を促すなど必要な対応を取ります。

③ 表彰式

ア 表彰式（種目別表彰式を含む）への参加に当たっては、「3密」を避けるため、必要最小限の人数となるよう各団体で調整していただく場合があります。

イ 表彰式会場では、選手、関係者、報道員等のゾーニングを行います。

④ 各種会議

飛沫、接触回避のため座席の間隔を空けて参加者同士の距離をとります。

3 宿泊施設

（1）宿泊者の受入

宿泊者の配宿に当たり、宿泊者の人数や配宿可能な部屋数等を精査し、国体の実施要項における宿泊要項で定められた1人の宿泊に要する広さを拡大し、1人当たり2.5畳（4.5㎡）以上とします。

（2）宿泊全般

宿泊施設は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」及び一般社団法人日本温泉協会が作成した「温泉施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」を参考に対策を行います。

（3）ワックスルームの対策

- ① 宿泊施設は、定期的に室内の換気を行い、適宜清掃、消毒を行います。
- ② 宿泊施設は、ワックスルーム利用者が「3つの密」を回避できるよう、ワックスルームで使用する部屋の定員を半数以下とします。
- ③ 利用出来る人数は、部屋の入り口に掲示する等の対応を行います。

（4）体調不良者が発生した場合

- ① 施設の従業員はあらかじめ準備した隔離部屋に体調不良者を案内するほか、状況に応じて客室内に待機するよう指示を行います。
- ② 宿泊施設は、感染が疑われる宿泊者に対応する従業員を極力制限し、対応時にはマスクを着用の上、対応します。
- ③ 従業員は感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れる場合は、手洗い、うがいを行います。

す。使用後のマスク及び手袋は、適切な方法で廃棄します。

- ④ 食事を提供する場合は、従業員と体調不良者との接触を避けるため、部屋の中までの配膳は行わず、部屋の前に置くなどの対応を取ります。

健康観察票

団体名														
氏 名														
年 齢	歳													
住 所														
電 話 番 号														
※該当しない場合は、✓を入れ、該当する場合は○を記入すること (体温は、0.1℃単位の数字を記入)														
項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
風邪の症状 (咳、咽頭痛、鼻汁)														
頭痛														
息切れ・息苦しさ														
倦怠感														
下痢														
嘔気・嘔吐														
目の痛み・言及結膜の充血														
味覚・嗅覚異常														
新型コロナウイルスに感染 (陽性) された方と濃厚接触※1がある														
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる														
政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航 又は当該在住者との濃厚接触がある														
クラスターが発生している都道府県や該当地域に在住又は出張・休職等で訪れた														
該当する場合、訪れた都道府県名を記入してください。														
基礎疾患がある場合は、記入してください	1. 慢性呼吸器疾患 療に伴う免疫抑制状態 2. 慢性心疾患 (高血圧を除く) 9. その他 3. 慢性腎疾患 4. 慢性肝疾患 (慢性肝炎を除く) 5. 神経疾患・神経筋疾患 6. 血液疾患 7. 糖尿病 8. 疾患や治													

本観察票は本会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。記入いただいた個人情報は、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、開催・参加可否の判断のために利用します。また、個人情報を第三者に提供することなく、本会の同意を得ずに第三者に提供しません。但し、本会が感染防止のために必要と認め、提供することがある場合は、あらかじめご同意をいただいております。個人情報の取得・利用・提供に同意する

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で、マスクなどで口元が覆われていない状態で15分以上接触があった場合」と定義します。
※2 記入いただいた内容は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、参加者の健康状態の把握、開催・参加可否の判断等必要な連絡調整のために使用します。
感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。
※3 本票は、一定期間保管した後、破棄します。

健康チェックシート

記入日 _____

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

(※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください)

以下の項目に記入をお願いします。

健康チェックシートを提出する当日の体調及び状況についてお答えください。		
健 康 調 査	当日（宿泊施設等出発前）の体温	℃
	37.5℃以上又は平熱より1℃以上の発熱	有 ・ 無
	風邪の症状（咳、咽頭痛、鼻汁）	有 ・ 無
	頭痛	有 ・ 無
	息切れや息苦しさ	有 ・ 無
	立位や座位がつらい程の倦怠感	有 ・ 無
	下痢	有 ・ 無
	嘔気・嘔吐	有 ・ 無
	眼の痛みや眼球結膜の充血	有 ・ 無
	味覚や嗅覚の異常	有 ・ 無
行 動 調 査	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触※ ¹ がある	有 ・ 無
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	有 ・ 無
	海外渡航※ ²	有 ・ 無
	出張・休暇※ ³	有 ・ 無

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で、マスクなどで口元が覆われていない状態で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合

※3 過去14日以内にクラスターが発生している都道府県や該当地域に在住又は出張・休暇等で訪れた場合

※4 本票は、一定期間補保管した後、破棄します。

三重とこわか国体競技会における
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ①本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ②競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 市町実行委員会

- ①参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ②本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④参加者全員分の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ①参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ②各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④体調管理チェックシート（選手団分）のとりまとめについて、市町実行委員会と協力して実施すること。

(4) 選手団

- ①参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。
- ②競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑

いを含む)の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

(5) その他(共通事項)

- ①参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえる LINE」を活用することが望ましい。
- ②県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督(チームスタッフを含む)

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、選手団の代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

(2) 競技役員・競技補助員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、競技団体は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(3) 競技会役員、競技会係員(市町職員)、競技会補助員、ボランティア

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(4) 報道員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ⑤取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑥囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス(競技者と取材者および取材者同士の距離)を確保し実施すること。

(5) 視察員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②来場前に検温を実施し、代表者は全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(7) 観客

- ①氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - (エ) ハイタッチ、肩組み

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ①受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ①手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室等の諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ①屋内競技では収容定員の 50%以内とする。
- ②屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。
- ③収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- ④仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。

(6) 取材エリア

- ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ②ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切ること。または設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ①出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ②出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ 2 m、最低 1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・いす等）は定期的に消毒すること。
- ⑤これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1) 宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会(合同配宿業務)において実施)

- ①配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守を依頼する。
- ②宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ①宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア) 宿泊者同士の接触をできるだけ避け、対人距離(できるだけ2mを目安に最低1m)を確保する
- (イ) マスクを着用する
- (ウ) 定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア) 入館時には、手指消毒を行う
- (イ) チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ) エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ) 宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ) 大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ) 大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ) 化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク) 食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ) 自席での食事中以外(テーブル間の通行や移動等)においてマスクを着用する
- (コ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2) 輸送

＜公共交通機関等における感染予防＞

- ①参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞

（県実行委員会において実施）

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼すること。

（市町実行委員会において実施）

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策の確実な実践の遵守を確認すること。
- ②輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求めること。
- ④乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
 - （ア）マスクを着用する
 - （イ）会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - （ウ）乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - （エ）車内における飲食をできる限り避ける
 - （オ）ゴミは原則持ち帰る
 - （カ）降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する
- ⑥計画バスについては、できる限り同じ利用者が同じ席に乗車するよう誘導すること。

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

（1）監督会議

- ①監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体に協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ①各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。
- ②表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。

第 78 回国民スポーツ大会(佐賀県) 愛称及び規定書体の変更について

【変更後の愛称】

SAGA2024

【変更後の規定書体】

**SAGA
2024**
国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

【これまでの経緯】

愛称・メッセージについては、令和元年 12 月 12 日に開催された令和元年度第 3 回国民体育大会委員会において、愛称を、「SAGA2023」に、メッセージを、「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」に、それぞれ決定。

規定書体については、令和2年3月5日に開催された令和元年度第4回国民体育大会委員会において、愛称・メッセージの規定書体の決定について報告。

その後、新型コロナウイルス感染拡大等のため、今年秋に開催予定であった鹿児島国体・大会が令和5年(2023 年)に開催されること、令和5年(2023 年)に開催予定であった「SAGA2023」については、当初より1年延期となる令和6年(2024 年)に開催されることになった。本開催決定については、令和2年 10 月8日に開催された令和2年度第3回臨時理事会において行われた。

	特 典	カテゴリー				
		国体パートナー	オフィシャル スポンサー	オフィシャル サポーター	オフィシャル サプライヤー	大会協力企業
		協賛金	協賛金	協賛金	物品	物品
		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円 相当額以上	10万円 相当額以上
1	「国体パートナー」呼称使用権	○				
2	「オフィシャルスポンサー」呼称使用権		○			
3	「オフィシャルサポーター」呼称使用権			○		
4	「オフィシャルサプライヤー」呼称使用権				○	
5	「大会協力企業」呼称使用権					○
6	国民体育大会標章の広告使用権	○				
7	大会愛称、大会マスコットの広告使用権	○	○	○	○	○
8	国民体育大会標章のマーチャンダイジング権(商品化権)	○				
9	大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権(商品化権)	○	○	○		
10	総合開・閉会式会場におけるPRブース出展権	○	○			
11	総合開・閉会式会場における物販ブースの出展に関わる権利	○				
12	総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング	○	○			
10	市町競技会において出場選手が着用するゼッケンやナンバーカード等に 企業・団体ロゴを掲出する「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードス ポンサー等」に協賛できる権利 ※国体パートナー限定の特典とし、協賛金は競技会ごとに別途設定する	○				
11	総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出（ランク別）	○	○			
12	市町競技会場内におけるPR看板掲出	○				
13	屋外PR看板への企業名掲出	○	○	○	○	
14	大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲出（ランク別）	○	○			
15	大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定（ランク別）	○	○	○	○	○ (企業名のみ)
16	総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載（ランク別）	○	○	○	○	○ (企業名のみ)
17	総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出	○	○			
18	新聞等への企業・団体名の掲載（ランク別）	○	○			
19	輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出	○	○			
20	国体パートナー独自の協賛内容	○				
21	提供物品等への企業・団体名の掲出 ※総合開・閉会式会場内及び市町競技会場内での掲出は原則不可				○	○
22	公共交通機関への車内広告への企業・団体名の掲載	○	○			
23	総合案内所で配付する資料袋への企業・団体名の掲載	○	○			
24	各種印刷物（封筒等）への企業・団体名の掲載	○	○			
25	スタッフユニフォームへの企業・団体名の掲載	○	○			
26	総合開・閉会式会場の共同記者会見会場へのPR看板掲出	○	○			